

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

舞鶴市長 鴨田 秋津

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 舞鶴市 (26202) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 八雲・神埼地区 (八田) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 7年 1月 28日 (第 1 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

区域内には規模拡大を目指す農家がないため、基本は各個人で農地の管理を行っている。
特に堤内のほ場整備された田については、個人での管理ができなくなった場合、区域外からの担い手へ委託をしている。
堤外の畑については茶を中心に栽培を行っている。
課題としては農業者の高齢化が進み、後継者や担い手不足が深刻化している。
今後、畑については担い手不足のため維持管理を行うことが困難と考えている。(水害のリスクもあり担い手を募ることも難しい。)

(2) 地域における農業の将来の在り方

栽培作物については、水稻を中心に耕作を行う。また、お茶についてはお茶農家を中心に維持管理を行う。
自ら耕作が困難となる農地については、区域外の耕作意欲のある担い手に引き継いでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 7.47 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 7.17 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の対象地は農振農用地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針 |
| 農地中間管理機構を利用して耕作意欲のある担い手や新規就農者への集約化を進める。 |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針 |
| 地区全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。 |
| (3) 基盤整備事業への取組方針 |
| 堤内の田についてはほ場整備済み。 |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 地区外からの担い手への委託が増加している現状にあることから、引き続き地域として各担い手の意向把握などを行い連携を図っていきたい。 |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 特になし |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|---|-----------|---|-------------|--|---------|--|-------|--|------|
| ✓ | ①鳥獣被害防止対策 | | ②有機・減農薬・減肥料 | | ③スマート農業 | | ④輸出 | | ⑤果樹等 |
| | ⑥燃料・資源作物等 | ✓ | ⑦保全・管理等 | | ⑧農業用施設 | | ⑨耕畜連携 | | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①頻繁に有害鳥獣が出没するため、檻やメッシュ柵の管理・設置を行う。
- ⑦多面的支払交付金を利用して、地区内農地の保全に努める。